



# 衆議院憲法調査会ニュース

H14. 5. 24 Vol. 30

—第 154 回国会—

発行：衆議院憲法調査会事務局

## 5月23日に開会された小委員会

### 政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会（第4回）

参考人：松井茂記君  
(大阪大学大学院法学研究科教授)

質疑者

伊藤 達也君 (自民)	島 聡君 (民主)
斉藤 鉄夫君 (公明)	藤島 正之君 (自由)
山口 富男君 (共産)	金子 哲夫君 (社民)
井上 喜一君 (保守)	額賀福志郎君 (自民)
伴野 豊君 (民主)	

質疑終了後、自由討議

#### 松井茂記参考人の意見陳述の概要

- 81条の権限は、どのような性質の権限か。
  - 私は、(a)76条は、裁判所に司法権しか付与していないこと、(b)司法権行使の枠を超える憲法裁判手続についての規定を欠くことから、最高裁の見解と同様に、81条の規定は、米国の裁判所が行使してきたのと同様の「司法審査」権限を明文の規定で確認したものと理解する。
  - この理解に立てば、「司法審査」権限は、司法権に内在するものであり、最高裁と下級裁判所とを問わず、「事件性・争訟性」を要件とする司法権の行使に付随して行使されるものとなる（付随的違憲審査権）。
- 最高裁判所は、この権限を適切に行使してきたか。
  - 憲法制定後、最高裁は、法令違憲と判断した例が5件に止まるなど、「司法審査」権限の行使に消極的であり、これに対しては、世論や学説の多くが批判してきた。このような状況の問題点としては、(a)違憲判決の件数自体の少なさ、(b)国民が「司法審査」を求めることの困難さの2点が挙げられる。
  - 「司法審査」権限が適切に行使されてきたか否かの評価をするに当たっては、まず、最高裁が憲法の下で期待されている役割を考えるべきである。
- この権限を行使するに当たって最高裁判所にふさわしい役割は何か。
  - 私は、最高裁をはじめとする裁判所は、民主政過程に不可欠な権利を擁護する責任を有し、し

たがって、この権利が侵害された場合には、裁判所による厳格な審査が正当化されると考える。他方、民主政過程に不可欠な権利以外の権利について、裁判所は、国民の代表によって構成される国会によって制定された法律を尊重すべきであり、これにより国民の利益が害された場合には、次回の選挙において、国民がその意思を示すことにより是正が図られることが、民主主義の原則に適うと考える。

- このような考え方が、「プロセス的な司法審査理論」であり、この理論に基づけば、裁判所は、「民主主義プロセスの擁護者」となる。この立場は、憲法を統治の手続を定めたプロセス的な文書であるとする憲法観、基本的人権は守らなければならない手続的なルールであるとする「プロセス的な基本的人権観」を前提とする。
- 4. 憲法改正の必要性はあるか、あるとすればどう改正すべきか。
  - 最高裁の解釈を前提とすれば、昨今唱えられている憲法裁判所の設置には、憲法改正が必要であると考えられるが、憲法裁判所が法律命令を厳しく審査するだろうと考える根拠はなく、その設置により、最高裁の「司法審査」権限の行使に対する消極性の原因となっている問題点が解消されるとは思われない。また、「事件性・争訟性」要件を外した「司法審査」には、疑問を抱かざるを得ない。
  - 今、必要なことは、「意識改革」と制度改革を通じて、裁判所によって、その役割を踏まえた積極的な司法権の行使がなされるようにすることである。そのためには、法律の違憲性の確認と執行差止めのための訴訟提起を可能にすること、若年者の登用等硬直的な最高裁の人事制度の是正や法曹人口の増員等を含めた、抜本的な制度改革が必要である。

#### 松井茂記参考人に対する質疑の概要

伊藤 達也君 (自民)

- 参考人は、裁判官の理想像をどのようなものと捉えているか。また、現在の裁判官が憲法についてどの程度の感度とどのような感覚を持っていると認識しているか。さらに、司法制度の改革について、参考人の立場から具体案があれば、それを伺いたい。
- 参考人は、憲法が前提とする個人は、他の人と共に政治共同体を組織し互いに他を尊重しながら一緒にやっていくことを求める「市民」としての個人であると定義付けている。国民主権については、自己決定権を持つ個々人を指す立場

と、国民総体としての主権を指す立場とがあるが、上述のように個人を定義付ける参考人の立場からは、国民主権をどのような意味であると理解するのか。また、参考人のいう「市民」という概念からは、地方自治をどう捉えるのか。

#### 島 聡君（民主）

- ・私は、政府の一機関に過ぎない内閣法制局が、憲法解釈について権威を持っているというのは、権力分立の観点からおかしいと考えているが、最高裁にとって、内閣法制局の憲法解釈は、どのような意味を持つと考えられるか。
- ・参考人は、米国にならい、国会の制定した法律について違憲性の確認とその執行の差止めを求める訴訟提起を可能とすべきだとするが、その場合、裁判所が法律に対する違憲判断を次々と下し、法の執行が停滞するおそれはないのか。
- ・参考人は、現在の憲法調査会を常任委員会に改組し、憲法と法律との関係を調査する等の権限を付与するとした場合、権力分立との関係で何か問題があると考えるか。

#### 齊藤鉄夫君（公明）

- ・立法（国会）や行政（内閣）は、民主的正当性に基づいてその権限が行使されていると認識するが、司法（裁判所）のよって立つ正当性の根拠とは何か。
- ・法の支配と当事者手続のみに正当性を有する司法が、抽象的な規定を有する憲法について解釈を行うことに対しては不安がないでもないが、いかがか。

#### 藤島正之君（自由）

- ・参考人は、「統治行為論」を採用しての司法判断の回避に対しては、どのような見解を持っているか。
- ・参考人は憲法裁判所の創設に否定的であるが、やはり、独立した憲法裁判所を設置して憲法判断を専門に扱わせる方がよいのではないか。
- ・違憲判決が下された場合、立法府では迅速に対応せず放置してしまうこともあるが、その際、行政府においては、どのような対応をすべきと考えるか。
- ・司法判断は、専門家ばかりによってなされるべきではなく、陪審制を採り入れる必要があると考えるが、いかがか。

#### 山口富男君（共産）

- ・日本国憲法は、司法審査制について、諸外国に比べても早い時期に明文の規定として採り入れたものであると認識しているが、参考人は、その意義及びそこに盛り込まれた理念をどのように捉えているか。
- ・司法消極主義の問題に対する参考人の認識を次の2点について伺いたい。(a)最高裁の政治部門に対する過度の寛容等の姿勢が憲法の定める司法審査制の理念の実現を阻害する要因となっていると考えるが、いかがか、(b)表現の自由に関して、これまでの最高裁の判決には、どのような問題点があると考えるか。
- ・長沼ナイキ訴訟や朝日訴訟に見られるように、

下級裁判所が憲法訴訟で画期的な判決を下すことで、我が国の司法審査制を推し進めてきた側面があると認識するが、こうした下級審による憲法判断は、最高裁による憲法判断とどのような関係にあると考えるべきか。

#### 金子哲夫君（社民）

- ・参考人は、基本的人権のうち、国民が政治参加するために必要不可欠な権利と、必要不可欠とは言えない権利とを区分して、司法審査権を行使する裁判所の役割を論じているが、具体的にどのような権利がそれぞれの区分に該当すると考えているのか。
- ・相続に関して婚外子を差別する民法上の規定について、最高裁は合憲判断を行ったが、参考人の主張する「プロセス的な司法審査理論」からは、この最高裁の判断をどのように考えるか。
- ・国際人権規約違反は民事訴訟法312条の上告理由に当たらないとする最高裁の判断について、参考人の見解を伺いたい。

#### 井上喜一君（保守）

- ・立法府が憲法や法律の解釈のガイドラインを示すことについて、参考人の見解を伺いたい。
- ・国の在り方を決するような事項について、司法は判断を控えるべきである。現在、そのような事項についての司法判断は「統治行為論」により回避されているが、「統治行為論」以外にも司法判断を控えることを根拠付ける考え方が存在すると考えるが、いかがか。
- ・憲法と条約の関係を定める98条について、現在は、憲法が条約に優位するという立場を前提に運用がなされているが、一方で、条約が憲法に優位とする説もある。これらの見解について、参考人の見解を伺いたい。

#### 額賀福志郎君（自民）

- ・参考人の憲法観は、他の人と共に政治共同体を組織し、互いに他を尊重しながら一緒にやっていくことを求める「市民」としての個人を前提としているが、現実には、このような考え方は国民の共通の認識とはなっていない。その要因としては、戦後の教育の在り方や憲法の制定過程等が挙げられ、これらを整理しないと参考人の主張する憲法観も定着しないと考えるが、この点に関する参考人の見解はいかがか。
- ・我が国では、具体的な争訟がなければ司法審査ができないとされており、そのために司法が活性化されないとする指摘があるが、具体的な争訟を不要とする場合、「司法の政治化」のおそれがあるのではないか。

#### 伴野豊君（民主）

- ・最高裁判事が憲法の判断に触れたがらない背景には、憲法の文言が抽象的で様々な解釈し得ることがあると考える。憲法を、中学生が読んでも理解でき、誰が読んでも解釈が分かれぬものにすべきであると考え、いかがか。
- ・義務教育課程の中で、憲法や法律、国際法の内容に触れ、また、政治参加についても学ばせるべきだと考えるが、この点についての参考人の

見解を伺いたい。

- ・参考人の主張する「プロセス的な憲法観」からすれば、9条は、どのように捉えられるか。

## 質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

### 島 聡君（民主）

- ・憲法改正手続（96条）があまりにも厳しかったために、裁判所としても司法消極主義にならざるを得なかったのではないかと。
- ・憲法を本当に「生きたもの」とするためには、憲法改正手続について検討し、例えば両院の3分の2以上の賛成で可決した場合には、国民投票を必要としないというような手続も考えていくべきではないか。
- ・憲法裁判所について議論すべきである。

### 中山正暉君（自民）

- ・裁判所がその役割を十分に果たしていれば、条約遵守義務を定める98条2項があるにもかかわらず、日中国交回復の際に、台湾との条約を記者会見で破棄するというような過ちを犯すことはなかったのではないかと。また、このような過ちは二度と犯してはならない。

### 奥野誠亮君（自民）

- ・憲法改正手続が厳しいとの指摘があったが、憲法改正を難しくしているのは政治家ではないか。
- ・私は、(a)ある程度の軍事力がなければ世界において貢献していくことができない、(b)9条の解釈として一定の軍事力を保持することはできると考えている。
- ・憲法制定当初と現在とでは、日本の姿や国際情勢等がまったく変わっているものであり、そのことを踏まえて憲法論議をすべきである。その際、憲法の字句にとらわれず、日本のあるべき姿についても併せて議論すべきである。憲法調査会においては、自由闊達な議論を行い、日本の将来にふさわしい憲法を考えていきたい。

### 仙谷由人君（民主）

- ・日本の官僚は、いまだに「天皇制官僚」の意識を持ち、自らの権益のみを考えている。その結果、現在の日本では様々な面において制度疲労が起こっているにもかかわらず、必要な改革が行われないという状況にある。このような問題を解決するためには、官僚制度については、ポリティカル・アポイントイー（政治任用）の導入を考えることも一つの選択肢ではないか。
- ・統治機構を考えていく上では、あらゆる意味で政治や国民が関与し、決定していくという観点が必要である。

### 山口富男君（共産）

- ・中山正暉小委員から日本の国益や外交がはずかしめを受けているという認識が示されたが、その原因は、現実の外交が憲法の掲げている理念と乖離してしまっていることなのではないか。憲法の定める方向での外交努力が基本である。
- ・憲法裁判所の創設については、(a)現在の違憲審査権を活用すれば良いこと、(b)最高裁の現状にかんがみれば、仮に憲法裁判所を創設したとし

ても實際上機能するかは疑問であることから、消極的な立場である。

- ・96条の憲法改正手続の問題は、主権者である国民の立場から考える必要があり、ハードルが高いかどうかの問題ではない。

### 金子哲夫君（社民）

- ・現在、憲法解釈が様々な形で問題となっているのは、最高裁が違憲審査権を十分に行使せず、多くを政治の判断に委ねてきたことが、その一因ではないか。また、そのことが現実の政治と憲法との乖離を進めるという結果を招いているのではないかと。
- ・憲法裁判所を設置したとしても、司法審査が適切に行われていないという現在の問題が解決するかは疑問である。
- ・現実の政治と憲法が乖離している現状にかんがみれば、憲法の制定以来の憲法の運用と国民生活の関係について調査することが憲法調査会の役割である。

### 藤島正之君（自由）

- ・憲法裁判所については、これを設置すべきであると考えている。
- ・96条の憲法改正手続については、ハードルが高すぎると考えている。また、憲法改正に必要な実施手続を定める法律は、早急に制定すべきである。

## 基本的人権の保障に関する調査小委員会（第4回）

参考人：伊藤 哲 夫君

（日本政策研究センター所長）

質疑者

長勢 甚遠君（自民）	今野 東君（民主）
太田 昭宏君（公明）	武山百合子君（自由）
春名 真章君（共産）	植田 至紀君（社民）
井上 喜一君（保守）	石破 茂君（自民）
小林 憲司君（民主）	葉梨 信行君（自民）

質疑終了後、自由討議

## 伊藤哲夫参考人の意見陳述の概要

1. 基本的人権の規定はこのままでよいか
  - (1) 通説的解釈及び「自然権」規定の原型
    - ・基本的人権とは、人が人であることに基づいて生まれながら当然に有する権利で、前国家的な自然権であるとされる。このような「自然権」規定は、ヴァージニア権利章典、アメリカ独立宣言及びフランス人権宣言にその原型があるとされる。
  - (2) 「自然権」が前提とする人間観
    - ・「自然権」の前提には「神の下にある人間」という発想があると私は考えており、そこには「神への義務」の自覚が見られる。当時の各国の諸

規定等でも「責任を前提とした権利」という考え方がとられている。

- ・これに比べて、日本国憲法が前提としているのは、共同体的背景を否定した「抽象的個人」である。そこには、「悪を犯すこともある人間」という視点が欠落し、「自己制約」の論理も存在しない。しかし、それについてはこれまでまったく議論されてこなかった。
- (3)「権利」の歴史論的把握
  - ・イギリスでは、国家の歴史の中で作り上げられていった経験主義的な権利観が存在し、ロック流の「自然権」概念と対立していた。アメリカ独立革命においても、「自然権」よりむしろ「国民の権利」という伝統的観念に由来する実定的権利観の影響が見られる。
  - (4)日本国憲法は「自然権」を規定していると理解すべきか
    - ・(a)第3章が「人」でなく「国民」の権利及び義務と規定していること、(b)12条に「憲法が国民に保障する自由及び権利」とあり、国家と憲法があってはじめて権利が保障されると解されること、(c)社会権等の国家を前提とした権利が規定されていること等から、日本国憲法は、「自然権」を規定しているとは言えないと考える。
    - (5)「権利」をどのように位置付けるべきか
      - ・「自然権」論から脱却し、「権利」とは共同体の歴史と文化と伝統の中で徐々に生成され、最終的に憲法によって確認されたものであり、その背景には共同体独自の「法の精神」が存在するという認識をすべきである。
      - ・「権利」のための実用的な「法と制度」を構成する必要がある。
- 2. 権利の限界について
  - (1)「権利」の本質からくる限界
    - ・「権利」には、人間が「共同体内で他と共に生きる存在」であることから必然的に生じる自己制約があり、また、共同体の歴史・文化・伝統から生じる制約がある。
    - (2)「公共の福祉」論はこのままでよいか
      - ・通説は、「公共の福祉」は「人権相互間の調整原理」であるとするが、この考え方は疑問である。平和で秩序ある国家が存在しなければ「権利」も実質的な意味で存在するとは言えない。その意味では、亡命を求める脱出者が相次ぐ北朝鮮国民には「権利」があるとは言えない。
  - 3. 「国民の義務」について
    - ・「国民の義務」なくして国家の成立はあり得ないため、憲法には義務に関する規定が必要と考える。
    - ・自らの国を自ら守ることは民主主義の基本原則であるため、憲法に「国防の義務」を規定すべきである。この「国防の義務」は、「兵役の義務」とは区別されるものである。
  - 4. 各論的規定
    - (1)「新しい権利」の新設について
      - ・いわゆる「新しい権利」に関しては、「情報に関する権利」及び「環境に関する権利」は、慎重

に内容を考慮した上で、その外延と内包を明確にし、憲法上明記してもよいと考える。

#### (2)「政教分離」の規定について

- ・「政教分離」は「絶対的分離」ではないことを確認し、禁止事項の明確化を図る必要がある。諸外国にも「政教分離」を定めている国は少ない。
- (3)「家族尊重」規定の新設について
  - ・人間にとって家族は最後の拠り所であり、「家族尊重」の明文規定を憲法上に設け、家族の保護を図るべきである。

### 伊藤哲夫参考人に対する質疑の概要

#### 長 勢 甚 遠君（自民）

- ・現在の我が国では、人間関係がぎすぎすし、優しさや慈しみが失われているように感じるが、その原因は、憲法の人権観念が濫用され、すべての社会的関係を国民の権利や国の責任に還元しようとする傾向にあることだと思う。このような風潮を改めるには憲法をどう直したらよいか。
- ・現行憲法の人権規定の下では、「国の権力」と「国民の権利」という関係しか存在せず、その中間にあるはずの自己責任や社会通念のようなものが忘れられているように思う。憲法の権利関係のみに基づいてものごとを処理するのではなく、自己責任や社会通念という考え方が取り入れられるようにするには、どうしたらよいか。

#### 今 野 東君（民主）

- ・参考人は、国家があるから国民の権利があるのであり、瀋陽の日本総領事館に亡命を求めた5人の北朝鮮人家族には、人権がないと主張しているが、彼らには、たとえ国家を捨てたとしても、自由を求める権利があると思うが、いかがか。
- ・参考人は、伝統的共同体が活力ある経済発展を築いたとの考えに賛同している。しかし、共同体的な企業・経済の運営が個人を置き去りにし、それが、牛肉のラベル偽造により詐欺罪に問われた雪印事件に見られるような昨今の企業のモラルの崩壊につながっていると思うが、いかがか。
- ・参考人は、現在のアメリカの民主主義の根底にも「神の政治」の思想があることを指摘して、宮澤俊義教授が日本国憲法の制定を『『神の政治』から『人の政治』へ』と表現したことを批判しているが、このような日米の対比は、敗戦当時の日本と現代のアメリカの時代的相違を考慮しない前時代的な試みではないか。

#### 太 田 昭 宏君（公明）

- ・かつて、日本においては、「パトリ（愛国心、郷土愛）」という観念が、郷土意識という側面よりも、国家主義、国粋主義と結びつき、国家主義的戦争を引き起こしたと考えるが、いかがか。また、「パトリ」や「エスニック（民族）」という観念が国家主義と結びつかないようにするにはどうすればよいか。
- ・参考人は、権利は共同体の歴史、伝統によって形成されるものであるとの考えだが、日本の共同体的背景としての文化の本質はどのようなも

のとお考えるか。

#### 武山百合子君（自由）

- ・日本国憲法が共同体的背景を否定した人間観に基づいていることを問題視する参考人の意見に賛成であるが、なぜ、今まで、この問題点が議論されてこなかったのか。
- ・自分の国は自分で守るという考えに立つと、国民の国防義務が重要と考える。現在の武力攻撃事態法案では、国民の自発的協力しか定められておらず、不十分と思うが、いかがか。

#### 春名真章君（共産）

- ・私は、立憲主義とは、「国民の人権を保障するために国家に対して権力を付与するが、人権侵害を防ぐために国家権力の行使を制限すること」であると認識している。これに対して、「国家あっての人権保障」という参考人の考え方は、このような考え方とまったく異なると思うが、いかがか。
- ・参考人は、敗戦によって歴史・文化等が押し流されたと述べているが、a.大正デモクラシー運動における言論・出版の自由を求めた運動が日本国憲法に結実したこと、b.明治憲法の下では法律の範囲内ではしか人権が保障されなかったことから、国家権力によって人権が脅かされ、やがては侵略戦争につながっていったことに対する反省に基づいて日本国憲法が成立したことを、どう認識しているのか。
- ・日本国憲法において、30カ条にもわたる豊かな人権規定が何らの制限もなく規定されたにもかかわらず、今日、これが実現されていないことに問題があると思う。

#### 植田至紀君（社民）

- ・参考人は、権利の限界について、「共同体内存在としての制約」があることを述べているが、どのような共同体を考えているのか。
- ・共同体の存在自体よりも、その共同体の在り方や存在形態を検討しなければ、説得力に欠けるのではないのか。
- ・参考人は、「平和で秩序ある国家あってこそその権利保障という発想の必要性」を述べているが、「平和で秩序ある国家」とは、国民が実質的に平等であることを前提としていると思うが、いかがか。

#### 井上喜一君（保守）

- ・占領軍によって憲法を与えられた日本においては、権利の有無は、法に規定されているか否かによってのみ判断される傾向があり、共同体の歴史の中で生まれたルールが現代の法体系にまで引き継がれている英国とは、法に対する意識が異なると考えるが、いかがか。
- ・英語の right には「正義」や「力」という意味があるのに対して、権利の「権」には「仮の」という意味がある。したがって、「権利」は絶対的ではない「仮の利益」を意味していると考えられ、このような日本の権利観は欧米とは異なり、相対的なものとお考えるが、いかがか。
- ・参考人は、「家族尊重」の規定や、「国防の義務」

を憲法に規定するべきとしているが、具体的にはどのような文言で規定すべきと考えているのか。

#### 石破茂君（自民）

- ・人権の由来としての「自然権」という考え方が強調されすぎると、「権利は神聖不可侵なものである」と考えられがちだが、このような考え方はおかしいと思う。「自然権」という考え方に否定的な立場である参考人は、これについて、どう思うか。
- ・日本が危機に瀕した際に、国民の権利を保障してくれるのは日本国政府しかない。このような観点から、有事法制においても、輸送や医療等の従事命令違反に対して罰則を科すべきであり、適正な法手続の下に国民の権利が制限されることは、国民が権利を享受するためにも必要であると思うが、いかがか。
- ・日本においては、徴兵制に意に反した奴隷的苦役であるとして憲法違反であるとの意見がある。しかし、国を守ることが奴隷的苦役であるような国ならば、国家に値しないと考えるが、いかがか。

#### 小林憲司君（民主）

- ・世界の諸国は、食糧や資源の配分等に係る新たな国際秩序形成をめぐる臨戦態勢のような状況にある。そのような危機意識が日本人に欠如しているのは、西洋的な明確な権利意識を持たない日本民族固有の感覚に由来しているのではないかと思うが、いかがか。

#### 葉梨信行君（自民）

- ・権利は地域・社会によって育まれたものであるという参考人の考えに共感を覚える。そのような考えに立てば、権利の裏返しである義務も重要であり、現行憲法の義務規定は不十分であると思うが、具体的に、どのような義務規定を憲法に盛り込むべきか考えるか。
- ・現実の政治において憲法上の権利が実現されていないことにかんがみれば、憲法を改正する必要はなく、現実の政治を憲法の理念に合わせるべきであるという主張があるが、このような主張について、どう思うか。
- ・現在において、核家族化が進展したり、家庭崩壊が生じている背景の一つには、戦後、採用された均分相続の原則があるのではないかと考えられるが、いかがか。

### 質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

#### 中野寛成会長代理

- ・「権利」、「権力」の「権」の字の対語は「実」であり、「実利」、「実力」という語の「実」を「権」に置き換え、「権利」、「権力」という語にすると、社会的な意味が付与される。政治の世界では、実力と権力が一致していることが望ましい。
- ・権利や義務に係る社会的な認識を深めるためにも、権利や義務は、できるだけ明確に憲法に規定すべきである。また、権利と義務は表裏一体であり、地球環境が破壊されるつつある現状を

考えると、環境権の創設よりも環境保持義務の創設こそ検討されるべきである。

**葉梨 信行君 (自民)**

- ある教育委員会が、特定の歴史教科書を採用しようとした際に、その選定に関わった委員に対し、匿名の抗議の電話や手紙が殺到したという事実があった。このような責任の主体を明示しない抗議が行われるような風潮が蔓延すると、言論活動が萎縮し、憲法が保障する表現の自由(21条)や思想良心の自由(19条)が侵害されるのではないかという大変な危機感を抱いている。

**今野 東君 (民主)**

- 参考人の意見は、人権について片側通行的なものであったと思う。
- 宗教と国家が一体であった前近代国家や、宗教が国家の求心力として利用された明治国家などが存在した歴史的事実を振り返ったとき、参考人の意見は、国家観と宗教的価値観を整理する上でも疑問が残る。

**植田 至紀君 (社民)**

- 現憲法下で、人権の保障がなされず差別が存在するという具体的問題があり、それらへの取り組みが大事である。マイノリティー層への差別の解消など、人々が機会の平等を享受できるような社会を目指した立法作業・行政政策を進めていくべきだ。

- 機会の平等の観点から、天皇制を維持すべきか否かについての議論が不可欠である。

**春名 真章君 (共産)**

- 葉梨委員が批判した、歴史教科書問題における市民の抗議行動は、表現の自由に基づく正当な行為であり、歴史教育に偽りがあってはいけないという意見の表明である。

- 武力攻撃事態法案3条4項における有事の際の国民の権利制限は、憲法13条の「公共の福祉」に適うものであり合憲であるとする政府の主張には、以下の三つの点で誤りがある。(a)13条の「公共の福祉」では、個人の権利よりも国家の価値が優先することは認められていない。(b)13条の「公共の福祉」により国民の一定の権利が制限される既存法律として、災害対策基本法等があると政府は主張するが、以前、政府自ら、その制限は29条(経済的自由権)の「公共の福祉」によるものと解釈していたはずである。(c)憲法の平和主義の下では、軍事的理由による「公共の福祉」は成り立たない。

→ **葉梨 信行君 (自民)**

- 憲法上表現の自由が認められているとはいえ、匿名の電話や手紙等ではなく、名前を明らかにするなど責任を明確にした上で抗議・発言すべきだ。

- 場 所：北海道札幌市  
ホテルニューオータニ札幌
- 派遣委員：中山会長外9名
- 意見陳述者：6名  
北海道に在住されている方から一般公募を行い、意見の概要、年齢、性別、職業等を勸案の上、幹事会において選定いたします。
- 一般傍聴：100名程度  
各会派に対する割当の外、あらかじめ事務局に傍聴を申し込み、当日傍聴券を持参した方(申込みをした本人に限る)の傍聴を団長において許可します。  
なお、本人確認のため、身分証の提示を求めるともあります。

**今後の開会予定**

日付	開会時刻	小委員会・参考人等
H14 6.6 (木)	午前 9:00	地方自治小委 参考人：片山善博君 (鳥取県知事)
	午後 2:00	国際社会小委 参考人：田久保忠衛君 (杏林大学総合政策学部教授)
6.13 (木)	未定	未定
6.24 (月)	午後 1:00	地方公聴会(北海道札幌市)

※諸般の事情により変更される可能性があります。

**意見窓口「憲法のひろば」**

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

**これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳**

- 受付意見総数：1744件(5/23現在)
- 媒体別内訳

葉書	1081	封書	334
FAX	191	E-mail	138

- 分野別内訳

前文	32	天皇	72
戦争放棄	1201	権利・義務	49
国会	31	内閣	31
司法	7	財政	10
地方自治	9	改正規定	11
最高法規	8	その他	1141

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

**第5回地方公聴会(北海道札幌市)**

— 意見陳述・一般傍聴申込みの案内 —

- 日 時：H14.6.24(月) 午後1時～